

日本遺伝性腫瘍学会地方会規程

(目的)

第1条 本規程は、定款42条による本会における地方会に関して規定する。

(地方会の定義)

第2条 本規程に定める地方会とは、「学会の趣旨に賛同し、各地域で学術集会等を行う研究会組織」をいう。

各地域とは、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄とする。

(地方会認定の条件)

第3条 地方会認定の条件は以下に定める通りである。

- (1) 学会の趣旨に賛同していること。
- (2) 事務局等が設置され運営管理が行われていること。
- (3) 会則を作成していること。
- (4) 会計報告、監査が行われていること。
- (5) 学術集会等を定期的に開催していること。
- (6) 役員会、世話人会、実行委員会、運営委員会など運営に関係する組織があること。
- (7) 研究会代表者は学会会員であること。また、代表者以外については学会会員であることがのぞましい。
- (8) 各地域で既に地方会がないこと。
- (9) 各地域1地方会までを原則とする。
- (10) 新規に設立される研究会においては、前項(4)、(5)については設立後1年以内に予定されていることを条件とし、翌年の定期報告の際に確認することとする。

(地方会の申請)

第4条 地方会認定を希望する研究会は地方会申請書類に必要事項を記入の上、その他必要書類とともに学会理事長宛に提出するものとする。

2. 必要書類は以下の通りである。

- (1) 地方会申請書
- (2) 研究会の会則
- (3) 役員、世話人、実行委員、運営委員などの運営者の名簿、学会会員番号
- (4) 研究会の開催実績（研究会の略歴を含む）
- (5) その他理事会が必要と認めた書類

(地方会の認定)

第5条 地方会の認定は理事会で決議を経たあと評議員会の承認を得るものとする。また、事務局より結果を研究会へ報告するとともに認定書を発送する。

(地方会の権利および義務)

第6条 地方会が認定されると下記の権利と義務が発生する。

- (1)研究会開催にあたって学会の名前を冠する事ができる。
- (2)認定書や参加証などには学会の名前を使用する事ができる。
- (3)地方会の経費は、地方会の負担とする。
- (4)研究会開催の報告および会計報告を毎年1回以上理事会宛に提出しなくてはならない。
- (5)研究会にかかる実績を証明するために必要な事項は理事会が定め、研究会はこれに従わなければならない。

(地方会の認定更新)

第7条 地方会は3年毎に、認定更新のために必要書類を学会理事長宛に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2. 必要書類は以下の通りである。

- (1) 更新申請書
- (2) 研究会の会則
- (3) 役員、世話人、実行委員、運営委員などの運営者の名簿、学会会員番号
- (4) 研究会の開催報告
- (5) その他理事会が必要と認めた書類

(地方会の認定の取り消し)

第8条 以下の条件で地方会の認定を取り消すことができる。

- (1) 地方会において定期的な研究会の開催ができなくなった場合には理事会の決議で地方会の認定を取り消すことができる。
- (2) 地方会の継続が困難と認められた場合には理事会の決議で地方会の認定を取り消すことができる。

(規程の変更)

第9条 本規程は、理事会の承認によって変更することができる。

附則 令和6年10月18日より施行する。